

## 海外留学支援制度（協定派遣・協定受入）申請プログラム件数の削減に係る取扱基準

令和元年8月19日

担当理事決裁

（申請プログラム件数の削減措置の取扱）

第1条 海外留学支援制度（協定派遣／協定受入）（以下「本制度」という。）の実施のための管理体制又は事務処理が不適切であり、在籍大学等又は受入大学等（以下「大学等」という。）に対する本制度の申請プログラム件数を削減する場合（以下「削減措置」という。）については、原則として、この取扱基準により行うものとする。

2 削減措置は、申請プログラム件数を削減することにより行う。なお、当該削減措置の原因となった派遣又は受入プログラムについては、第3条に定める申請プログラム件数には含めることができないものとする。

3 日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、削減措置の決定にあたって、必要に応じ、大学等に対し、書類の提出やヒアリングの実施・訪問等の方法により調査を行うものとする。

（削減措置の要件と削減の割合）

第2条 本制度における削減措置については、原則として、下表によるものとする。

### 削減措置の要件と削減の割合

削減措置の要件		削減の割合
1	報告書に関する要件 機構の定める報告書（実施報告書、奨学金等支給報告書等）の提出がなかった場合、又は提出が著しく遅延した場合	10%
2	割当人数及び配分額に関する要件 不要となった割当人数及び配分額を中間報告書により報告せず、配分額の著しい執行残を発生させ、追加採択の実施を妨げた場合	30%
3	不要となった奨学金の返納に関する要件 登録取消、期間変更などの実施条件の変更等により不要となった支給申請済みの奨学金の返納が、機構から受領した年度を越えて著しく遅延した場合	50%
4	1、2、又は3に該当しない要件 誤った報告、管理体制の不備、その他相当の要件で、理事長が必要と認めた場合	10%～

- 2 削減数の算出にあたっては、小数点以下は切り上げて算出するものとする。
- 3 削減措置は第1項に定める要件ごとに行い、複数の要件に該当する場合は、それぞれの要件により削減される数を加算した数を、前年度の申請プログラム件数実績より削減するものとする。
- 4 第1項の要件のうち、軽微なもので、速やかに是正・回復されたと認められる場合は、書面又は口頭による警告又は注意をもって、削減措置に替えることができるものとする。

(削減措置の要件の適用時期)

第3条 削減措置は、直近の募集時の申請プログラム件数に適用するものとする。

(削減措置に係る通知)

第4条 機構は、削減措置を決定した場合、大学等に対して直近の募集開始前に、削減措置を行った旨を通知するものとする。

(追加採択候補プログラムへの削減措置)

第5条 削減措置は、追加採択候補プログラムが繰り上げ採択となった場合も、本取扱基準により行うことができるものとする。

附則

この取扱基準は、令和元年8月19日から施行する。